

神社本庁自壊の理由—その四

—組織は使命感の欠如で墮落し、目的の喪失で迷走し、私物化で壊される

藤原登（フリーライター）

令和の御代を迎えて初めての新春である。しかし、全国神社を指導すべき立場の神社本庁には、数々の疑惑を解明、清算しない限り、永遠に春は来ないことだけは間違いない。

し、最後の守るべき一線さえ平気で越えてしまおうという、現代日本に蔓延する恐るべき病理のことだ。

稲氏の相談内容を公安警察が神社本庁側に漏洩

今号では、神社本庁元部長の稲貴夫・瀬尾芳也両氏が神社本庁を提訴するに至った事件の背景に切り込む。それは、組織のトップが私的な利益に走り、そのおこぼれに預かるために、自らの職分と使命感を忘れた子飼いの職員たちの度を超えた付帯が横行する

地位保全の裁判が提訴された二年前に本紙が報じた通り、稲・瀬尾両氏が懲戒処分を受けた直接の原因は、百合丘職舎の売却をめぐる問題について、稲氏が警視庁公安部の職員に相談した内容が、神社本庁に入りしている同僚

に漏れ、疑惑の真相を究明しようとしていた二人の動きが、疑惑の隠蔽に血道を上げていた田中—打田側の知るところとなったためである。そして稲・瀬尾両氏に対して、違法行為はなかったとする調査委員会の報告を根拠に懲戒処分が下されたのだ。

その時点で疑惑の存在は関係者の誰もが感じていたであろうが、田中—打田側は、神社界のトップとして、強権と、長年にわたって築いてきた人脈を駆使するとともに、調査委員会をも隠蔽側に誘導し、疑惑の追求から逃

係者への報告文からその概要をお伝えしよう。（神社本庁の自浄を願う会「HPより」）三年前、百合丘職舎売却の疑惑をめぐり、関係した役員員の責任を追求する怪文書が神社関係者の中で飛び交う事態となっていたが、これに対し田中総長は疑惑を全面否定し、怪文書に関わった人間を名誉毀損で訴えると発言していた。

しかし疑惑は明白と判断していた稲氏は、告発文を作成して役員二名に手渡した。ところがそれが前述の理由で田中総長側に漏れたために懲戒解雇処分を受けるに至った。

そして地位保全の裁判が始まると、神社本庁側は準備書面で稲氏を「名誉毀損で刑事告訴され、警察による捜査が進んでいる」卑劣な人物と主張してきたので、警察の取り調べなど受けていない稲氏は不思議に思ったのだが、昨年六月になって原宿署から連絡があり、三回ほど実際に取

り調べを受けたという。そして問題はここからだ。田中・打田両氏は怪文書に関わった人物として稲氏を警視庁に名誉毀損で刑事告訴し、受理された。さすがに怪文書は捜査の対象外となったものの、告発文は記載内容が事実としても形式上は名誉毀損の可能性があるので取り調べを受けたいらしい。その担当刑事は、告発文が公安三課を通じて神社本庁側に漏洩したことに驚きを隠さなかっただけだ。本件を警視庁が受理したこと自体に、刑事自身が政治的な背景を感じていたらしいというのだ。そして書類送検されたものの稲氏は検察から一度も呼び出されることがなく、九月三十日の段階で嫌疑不十分により不起訴になったという。そして稲氏はその事実を、十二月に入ってから自分で検察に確認するまで知らなかったのだ。しかし告訴人である田中・打田両氏は、法律の定めによ

り調べを受けたという。そして問題はここからだ。田中・打田両氏は怪文書に関わった人物として稲氏を警視庁に名誉毀損で刑事告訴し、受理された。さすがに怪文書は捜査の対象外となったものの、告発文は記載内容が事実としても形式上は名誉毀損の可能性があるので取り調べを受けたいらしい。その担当刑事は、告発文が公安三課を通じて神社本庁側に漏洩したことに驚きを隠さなかっただけだ。本件を警視庁が受理したこと自体に、刑事自身が政治的な背景を感じていたらしいというのだ。そして書類送検されたものの稲氏は検察から一度も呼び出されることがなく、九月三十日の段階で嫌疑不十分により不起訴になったという。そして稲氏はその事実を、十二月に入ってから自分で検察に確認するまで知らなかったのだ。しかし告訴人である田中・打田両氏は、法律の定めによ

り調べを受けたという。そして問題はここからだ。田中・打田両氏は怪文書に関わった人物として稲氏を警視庁に名誉毀損で刑事告訴し、受理された。さすがに怪文書は捜査の対象外となったものの、告発文は記載内容が事実としても形式上は名誉毀損の可能性があるので取り調べを受けたいらしい。その担当刑事は、告発文が公安三課を通じて神社本庁側に漏洩したことに驚きを隠さなかっただけだ。本件を警視庁が受理したこと自体に、刑事自身が政治的な背景を感じていたらしいというのだ。そして書類送検されたものの稲氏は検察から一度も呼び出されることがなく、九月三十日の段階で嫌疑不十分により不起訴になったという。そして稲氏はその事実を、十二月に入ってから自分で検察に確認するまで知らなかったのだ。しかし告訴人である田中・打田両氏は、法律の定めによ

り調べを受けたという。そして問題はここからだ。田中・打田両氏は怪文書に関わった人物として稲氏を警視庁に名誉毀損で刑事告訴し、受理された。さすがに怪文書は捜査の対象外となったものの、告発文は記載内容が事実としても形式上は名誉毀損の可能性があるので取り調べを受けたいらしい。その担当刑事は、告発文が公安三課を通じて神社本庁側に漏洩したことに驚きを隠さなかっただけだ。本件を警視庁が受理したこと自体に、刑事自身が政治的な背景を感じていたらしいというのだ。そして書類送検されたものの稲氏は検察から一度も呼び出されることがなく、九月三十日の段階で嫌疑不十分により不起訴になったという。そして稲氏はその事実を、十二月に入ってから自分で検察に確認するまで知らなかったのだ。しかし告訴人である田中・打田両氏は、法律の定めによ

り調べを受けたという。そして問題はここからだ。田中・打田両氏は怪文書に関わった人物として稲氏を警視庁に名誉毀損で刑事告訴し、受理された。さすがに怪文書は捜査の対象外となったものの、告発文は記載内容が事実としても形式上は名誉毀損の可能性があるので取り調べを受けたいらしい。その担当刑事は、告発文が公安三課を通じて神社本庁側に漏洩したことに驚きを隠さなかっただけだ。本件を警視庁が受理したこと自体に、刑事自身が政治的な背景を感じていたらしいというのだ。そして書類送検されたものの稲氏は検察から一度も呼び出されることがなく、九月三十日の段階で嫌疑不十分により不起訴になったという。そして稲氏はその事実を、十二月に入ってから自分で検察に確認するまで知らなかったのだ。しかし告訴人である田中・打田両氏は、法律の定めによ

り調べを受けたという。そして問題はここからだ。田中・打田両氏は怪文書に関わった人物として稲氏を警視庁に名誉毀損で刑事告訴し、受理された。さすがに怪文書は捜査の対象外となったものの、告発文は記載内容が事実としても形式上は名誉毀損の可能性があるので取り調べを受けたいらしい。その担当刑事は、告発文が公安三課を通じて神社本庁側に漏洩したことに驚きを隠さなかっただけだ。本件を警視庁が受理したこと自体に、刑事自身が政治的な背景を感じていたらしいというのだ。そして書類送検されたものの稲氏は検察から一度も呼び出されることがなく、九月三十日の段階で嫌疑不十分により不起訴になったという。そして稲氏はその事実を、十二月に入ってから自分で検察に確認するまで知らなかったのだ。しかし告訴人である田中・打田両氏は、法律の定めによ

り調べを受けたという。そして問題はここからだ。田中・打田両氏は怪文書に関わった人物として稲氏を警視庁に名誉毀損で刑事告訴し、受理された。さすがに怪文書は捜査の対象外となったものの、告発文は記載内容が事実としても形式上は名誉毀損の可能性があるので取り調べを受けたいらしい。その担当刑事は、告発文が公安三課を通じて神社本庁側に漏洩したことに驚きを隠さなかっただけだ。本件を警視庁が受理したこと自体に、刑事自身が政治的な背景を感じていたらしいというのだ。そして書類送検されたものの稲氏は検察から一度も呼び出されることがなく、九月三十日の段階で嫌疑不十分により不起訴になったという。そして稲氏はその事実を、十二月に入ってから自分で検察に確認するまで知らなかったのだ。しかし告訴人である田中・打田両氏は、法律の定めによ

り調べを受けたという。そして問題はここからだ。田中・打田両氏は怪文書に関わった人物として稲氏を警視庁に名誉毀損で刑事告訴し、受理された。さすがに怪文書は捜査の対象外となったものの、告発文は記載内容が事実としても形式上は名誉毀損の可能性があるので取り調べを受けたいらしい。その担当刑事は、告発文が公安三課を通じて神社本庁側に漏洩したことに驚きを隠さなかっただけだ。本件を警視庁が受理したこと自体に、刑事自身が政治的な背景を感じていたらしいというのだ。そして書類送検されたものの稲氏は検察から一度も呼び出されることがなく、九月三十日の段階で嫌疑不十分により不起訴になったという。そして稲氏はその事実を、十二月に入ってから自分で検察に確認するまで知らなかったのだ。しかし告訴人である田中・打田両氏は、法律の定めによ

り調べを受けたという。そして問題はここからだ。田中・打田両氏は怪文書に関わった人物として稲氏を警視庁に名誉毀損で刑事告訴し、受理された。さすがに怪文書は捜査の対象外となったものの、告発文は記載内容が事実としても形式上は名誉毀損の可能性があるので取り調べを受けたいらしい。その担当刑事は、告発文が公安三課を通じて神社本庁側に漏洩したことに驚きを隠さなかっただけだ。本件を警視庁が受理したこと自体に、刑事自身が政治的な背景を感じていたらしいというのだ。そして書類送検されたものの稲氏は検察から一度も呼び出されることがなく、九月三十日の段階で嫌疑不十分により不起訴になったという。そして稲氏はその事実を、十二月に入ってから自分で検察に確認するまで知らなかったのだ。しかし告訴人である田中・打田両氏は、法律の定めによ